

令和6年度オンライン面接会業務共催団体 審査要領

(趣旨)

第1 この要領は、福島県特定技能1号外国人のマッチング支援事業におけるオンライン面接会業務共催団体の審査に必要な事項について定めるものである。

(審査会の構成)

第2 審査会は、以下の3名の審査委員で構成する。

- (1) 一般社団法人福島県老人福祉施設協議会会長
- (2) 一般社団法人福島県老人福祉施設協議会事務局長
- (3) 福島県保健福祉部社会福祉課主幹

(審査方法)

第3 共催団体の審査方法については、次に定める方法により審査し、評価点が基準点(70点)を上回った、上位3団体を県に報告する。

- (1) 次に定める5つの審査項目ごとに採点を行い、100点満点とする。
- (2) 採点した審査委員全員の点数を合計し、採点した審査委員の人数で除した点数を評価点とする。

(審査項目)

第4 共催団体の審査は、以下の5つの項目とする。

- (1) 事業効果(団体実績、送り出し実績)
- (2) 人材育成内容(日本語教育)
- (3) 人材育成内容(介護教育)
- (4) 受入時、受入後の支援内容
- (5) 受入に係る費用

(別添)

審 査 基 準

審査項目	審査事項	配点
1 事業効果(団体実績、送り出し実績)	・十分な運営能力があるか ・国内の送り出しは十分な実績があるか ・県内の送り出しは十分な実績があるか。もしくは十分な実績が見込めるか ・責任者等の管理能力は充分か ・介護分野特定技能評価試験者の実績はあるか	25
2 人材育成内容(日本語教育)	・N4 相当の日本語能力の教育体制はあるか ・介護現場で使う日本語を教えているか ・ひらがな、カタカナを教えているか	20
3 人材育成内容(介護教育)	・基本的な介護技術の教育体制はあるか ・基本的な介護の知識の教育体制はあるか ・介護分野特定技能評価試験の合格実績は十分か	20
4 受入時、受入後の支援内容	・受入時の支援体制は充分か ・受入後の支援体制は充分か ・受入後に必要とされる支援内容となっているか ・受入後サポート期間が極端に短期になっていないか ・想定外の事態が生じた場合、対応できる体制となっているか	25
5 受入に係る費用	・他事業者と比較し、不当に高額な費用となっていないか ・費用体系は明確か	10
	合 計	100